

富津市道の駅整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 富津市における道の駅の整備に関し、(仮称)富津市道の駅基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に必要な事項を検討するため、富津市道の駅整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本計画の策定に関し、必要な検討を行うものとする。

(組織等)

第3条 委員会の委員は15人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 市議会議員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年を経過した日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員会において互選し、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初で開催される会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(オブザーバー)

第7条 委員長は、第2条に規定する所掌事務を効率的かつ円滑に行うため必要があると認めるときは、委員以外の者（以下「オブザーバー」という。）に対し、会議に出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及びオブザーバーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策部政策推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。